大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム ヒートアイランド対策技術認証制度ロゴマーク使用要領

制定 平成 23 年 10 月 1 日 改正 令和 元年 11 月 19 日

(趣旨)

第1 この要領は、「ヒートアイランド対策技術認証制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。) 第7章及び「技術評価実施要領」(以下「実施要領」という。)第19条の規定に基づき、 「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」(以下「大阪HITEC」という。)が 実施要領第5条に定める認証基準に適合すると認めた技術に係るロゴマークの使用に関 し、必要な事項を定める。

(ロゴマークのデザイン等)

第2 第1の表示デザインは別紙のとおりとする。

(ロゴマークの使用制限)

第3 ロゴマークは、大阪HITECのほか、実施要領に基づき認証を受けた者以外は使用することができない。

(ロゴマークの使用)

第4 第3に掲げる者は、認証された技術に限り、本体、包装、認証技術・製品を紹介する印刷物、ウェブサイト等にロゴマークを使用することができる。 ただし、大阪HITECが 交付したロゴマークのデザイン、認証番号を加工してはならない。

(苦情の処理)

第5 ロゴマークを使用したものは、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、大阪HITEC が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

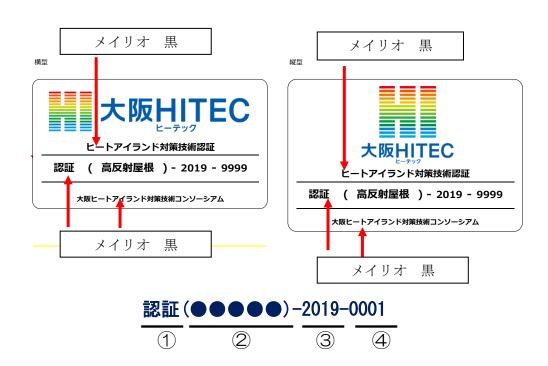
1 この要領は、令和元年 11 月 19 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のロゴマークは、当分の間、使用することができる。

別紙(第2 ロゴマークのデザイン等関係)

■大阪HITEC認証ロゴマーク (認証基準及び準認証基準適合) ※「認証基準」又は「準認証基準」の適合区別は、番号の付与方法による。



①認証区分	②認証技術名	③認証年度	④連番
○認証基準に適合の場合	高反射塗装	認証書交付	認証又は準認証の
は「認証」	高反射屋根	年度	区分ごと連番を付
○準基準に適合の場合は	高反射防水		与する
「準認証」	保水性舗装		
	高反射舗装		
	外断熱(屋根)		
	外断熱(外壁)		
	再帰性外壁		
	再帰性フィルム		

■大阪HITEC認証ロゴマーク (認証基準及び準認証基準適合) ※「認証基準」又は「準認証基準」の適合区別は、番号の付与方法による。

